

第二期長野市子ども・子育て支援事業計画（案）の修正について

第4回児童福祉専門分科会における委員の意見、パブリックコメントによる市民意見等、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針の改正、子供の貧困対策に関する大綱の策定等を反映し、第二期長野市子ども・子育て支援事業計画（案）を次のとおり修正します。

該当箇所	計画(答申案)のページ	修正前【計画（案）】	修正後【計画（答申案）】
第1部 総論			
第1章 計画策定に当たって			
2 計画策定の背景 (1) 各種制度の動向 ⑤ 子どもの貧困対策	5	<p>○子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立しました。</p> <p>○国は、法に基づき、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。</p> <p>○大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針とともに、当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取組を明示しています。</p> <p>○令和元年6月、法が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。</p>	<p><u>○国では、子どもの貧困対策をより一層推進していくため、令和元年6月19日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正が行われ、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等を含めて子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。</u></p> <p><u>○国は、法の一部改正を受け、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を見直し、令和元年11月29日に閣議決定されました。</u></p> <p><u>○大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針とともに、重点施策として、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援などの具体的な取組を明示しています。</u></p>

該当箇所	計画(答申案)のページ	修正前【計画(案)】	修正後【計画(答申案)】
5 長野市の子ども・子育て支援にかかる課題 (4) 子どもの育ちと子育て家庭を地域全体で支え合う体制づくり	25		<p>(4段落目に追加) <u>令和元年10月に発生した台風第19号により、多くの子どもや保護者が被災し、仮設住宅など新しい環境への対応や今後の生活に不安を感じています。</u></p> <p>(枠内3つ目の項目を追加) <u>○災害からの復旧・復興に向け、被災した子どもたちや保護者の心のケアなど、継続的に支援をしていくことが必要です。</u></p>
第2章 計画の基本的な考え方			
4 施策の体系	29		<p>(基本施策④に追加) <u>個別施策9 外国につながる幼児への支援</u> <u>個別施策10 幼児教育アドバイザーの育成・配置</u></p> <p>(基本施策⑨に追加) <u>個別施策25 被災した子どもや保護者への支援</u></p>

該当箇所	計画(答申案)のページ	修正前【計画(案)】	修正後【計画(答申案)】
第2部 施策の展開			
第2章 基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育つよう子育て・子育てを支援する			
基本施策③ 幼児期の教育・保育環境の整備 個別施策3 幼児期の教育・保育環境の整備	38		<p>(主な事業の追加)</p> <p>0305 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保【新規】</p> <p><u>【事業概要】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月から始まった「教育・保育の無償化」に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施については、保護者の経済的負担の軽減や利便性に配慮し、過誤請求・支払いの防止に努め、公平かつ適正に行います。なお、法定代理受領については、施設等運営事業者と連携し、施設等運営事業者の経営・運営に配慮しながら行います。 ・特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、确实・適正に行います。また、長野県と連携を図り、必要に応じて施設・運営者等の情報を共有し、適切な対応を行います。
基本施策④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上	44		<p>(個別施策・主な事業の追加)</p> <p>個別施策9 外国につながる幼児への支援</p> <p><u>国際化の進展に伴い、教育・保育施設においても外国につながる子どもが増加しています。そのような子どもや保護者が安心して通園、子育てができるように、</u></p>

該当箇所	計画(答申案)のページ	修正前【計画(案)】	修正後【計画(答申案)】
			<p><u>教育・保育施設の利用、入園・入学手続きや子育て相談等の多言語による情報提供や支援体制の整備を進めるほか、国籍や性別等にかかわらず、お互いの多様性を認め合う環境づくりを進めます。</u></p> <p><主な事業></p> <p><u>0901 外国語対応支援【新規】</u></p> <p><u>【事業概要】</u></p> <p><u>・日本語に不慣れな外国籍の保護者を対象に教育・保育施設利用において困っていることや分からないこと、入園・入学時や子育て情報等について通訳員等による個別相談を実施します。</u></p> <p><u>0902 多文化共生に関する職員研修の促進【新規】</u></p> <p><u>【事業概要】</u></p> <p><u>・外国の文化、習慣、教育・保育を進める上での配慮等に関する研修に取り組み、外国籍の保護者理解や多文化共生に努めます。</u></p>
	45		<p>(個別施策・主な事業の追加)</p> <p><u>個別施策 10 幼児教育アドバイザーの育成・配置</u></p> <p><u>教育・保育施設等における幼児教育体制の充実を図り、専門性の高いきめ細やかな支援ができるよう、教育・保育施設等を巡回して助言を行う「幼児教育アド</u></p>

該当箇所	計画(答申案)のページ	修正前【計画(案)】	修正後【計画(答申案)】
			<p><u>バイザー(保育指導員)」の育成・配置を行います。</u></p> <p><u><主な事業></u></p> <p><u>1001 幼児教育アドバイザーの育成【新規】</u></p> <p><u>【事業概要】</u></p> <p><u>・信州幼児教育支援センターと連携し、指導資料、好事例、研究成果等の共有を図り、教育支援センターの助言・指導を受けながら幼児教育アドバイザー(保育指導員)の育成及び資質向上に努めます。</u></p> <p><u>1002 幼児教育アドバイザーによる巡回指導【新規】</u></p> <p><u>【事業概要】</u></p> <p><u>・教育・保育施設を巡回して、教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言を行います。また、指導資料や好事例、研究成果等を共有し、幼児教育の充実を図ります。</u></p>
基本施策⑤ 障害児支援の充実 施策推進の背景と課題	46	(略) ○また、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携及び特別支援教育の充実を図り、一人ひとりの能力と個性を伸ばしていく必要があります。 (略)	(略) ○また、幼稚園、保育所、認定こども園や <u>関係機関</u> と小学校の連携及び特別支援教育の充実を図り、一人ひとりの能力と個性を伸ばしていく必要があります。 (略)

該当箇所	計画(答申案)のページ	修正前【計画(案)】	修正後【計画(答申案)】
基本施策⑤ 障害児支援の充実 個別施策 11 1202 教育・保育施設の施設訪問（にこにこ園訪問）	49	【事業概要】 <ul style="list-style-type: none"> 発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援チームが、教育・保育施設を巡回訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもや、発達障害の子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。 	【事業概要】 <ul style="list-style-type: none"> 発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援チームが、教育・保育施設を巡回訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもや、発達障害の子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。 <u>台風第 19 号により被災した子どもや保護者に対して、庁内関係部局等と連携しながら、心のケアをサポートします。</u>
第3章 基本目標Ⅲ 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する			
基本施策⑥ 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実 個別施策 16 1602 放課後子ども総合プラン	57 (76・80に 関連事業として掲載)	【事業概要】 (略) <ul style="list-style-type: none"> 施設・運営に関する基準を必要に応じて見直しし、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、職員の専門性の向上を図るため、認定放課後児童支援員の資格取得の促進と、職員研修等を充実します。 小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。 実施時間は、各小学校区の運営委員会が地域の実情や保護者の意向を踏まえて検討した方針を尊重して 	【事業概要】 (略) <ul style="list-style-type: none"> 施設・運営に関する基準を必要に応じて見直しし、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、<u>職員の確保に努めるとともに、職員の専門性の向上を図るため、認定放課後児童支援員の資格取得の促進と職員研修等を充実します。</u> 小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。 <u>地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努めます。</u>

該当箇所	計画(答申案)のページ	修正前【計画(案)】	修正後【計画(答申案)】
		決定します。 (略)	(略)
基本施策⑦ 社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実 個別施策 19 子どもの貧困対策の推進	65	子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望を持って成長していけるよう、学習・体験機会の確保を図り、生活や経済的な面を支援するとともに、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。 (略)	<u>現在から将来にわたって、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、学習・体験機会の確保を図り、生活や経済的な面を支援するとともに、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。</u> (略)
第4章 基本目標Ⅳ 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する			
基本施策⑨ 地域における子育て支援の推進 施策推進の背景と課題	72		(3つ目の項目を追加) <u>○令和元年10月に発生した台風第19号により、多くの子どもや保護者が被災し、仮設住宅など新しい環境への対応や今後の生活に不安を感じています。</u>
基本施策⑨ 地域における子育て支援の推進 個別施策 23 子育て支援ネットワークづくり 2303 子育て情報の発信	73	【事業概要】 ・妊娠から出産、子育て期における子育て相談や子どもの健康診査、保育所等入園手続きなど、0歳から18歳までの子どもに関する様々な情報を、「子育てガイドブック」、「ながのわくわく孫育て応援ブック」、LINE(ライン)を活用して発信し、その充実を図ります。	【事業概要】 ・妊娠から出産、子育て期における子育て相談や子どもの健康診査、保育所等入園手続きなど、0歳から18歳までの子どもに関する様々な情報を、「子育てガイドブック」、「ながのわくわく孫育て応援ブック」、 <u>SNSを活用した「ながのわくわく子育てLINE」</u> などを活用して発信し、その充実を図ります。

該当箇所	計画(答申案)のページ	修正前【計画(案)】	修正後【計画(答申案)】
基本施策⑨ 地域における子育て支援の推進 個別施策 24 地域における子ども・子育て支援活動の活性化	74	地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、子育てサークルや児童育成地域組織、ファミリー・サポート・センターの活性化を図るとともに、多様な子ども・子育て支援活動を行う団体等の活動を支援します。	地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、子育てサークルや児童育成地域組織、ファミリー・サポート・センターの活性化を図るとともに、多様な子ども・子育て支援活動を行う団体等の活動を支援します。 <u>また、子どもが安心できる環境の中で健やかに育つことができる地域づくりを進めるため、関係機関等と連携して、防犯対策、交通安全対策、公園の整備などに取り組みます。</u>
基本施策⑨ 地域における子育て支援の推進	77		(個別施策・主な事業・関連事業の追加) <u>個別施策 25 被災した子どもや保護者への支援</u> <u>令和元年 10 月に発生した台風第 19 号により被災した子どもや保護者の心のケアについて、こども相談室の専門職員による保育所等への訪問、小中学校へのスクールカウンセラーの派遣、保健師等による健康相談などにより、継続的に取り組みます。</u> <u>また、子どもたちや保護者同士の交流の場づくりに取り組みます。</u> <u><主な事業></u> <u>1202 教育・保育施設の施設訪問 (にこにこ園訪問)</u> <u>【事業概要】</u> <u>・発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援チームが、教育・保育施設を巡回訪問し、発達</u>

該当箇所	計画(答申案)のページ	修正前【計画(案)】	修正後【計画(答申案)】
			<p>について専門的な支援が必要な子どもや、発達障害の子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。</p> <p>・台風第 19 号により被災した子どもや保護者に対して、庁内関係部局等と連携しながら、心のケアをサポートします。</p> <p>※個別施策 12 にも主な事業として掲載 (P49) <u>[関連事業]</u> 1502 こども相談室</p>
基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進 個別施策 27 働き方の見直しの促進 2701 経済団体等との連携による事業主への意識啓発	81	【指標・目標値】 目標値 (令和 6 年度) 300 人	【指標・目標値】 目標値 (令和 6 年度) <u>400 人</u>

該当箇所	計画(答申案)のページ	修正前【計画(案)】	修正後【計画(答申案)】
第3部 量の見込みと確保方策			
第1章 量の見込みと確保方策			
(1) 教育・保育提供区域とは	86	<p>子ども・子育て支援法の規定に基づき、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定します。</p> <p>また、教育・保育提供区域は、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位となります。</p> <p>参考 「教育・保育提供区域」と「認定区分」(略)</p>	<p>子ども・子育て支援法の規定に基づき、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して「<u>教育・保育提供区域</u>」を設定します。</p> <p>教育・保育提供区域は、<u>幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業</u>について、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位となります。</p> <p>参考1 「<u>量の見込み</u>」と「<u>確保方策</u>」</p> <p>■<u>量の見込み</u>：利用に関するニーズ量</p> <p>■<u>確保方策</u>：量の見込みに対応する確保の内容とその<u>実施時期</u></p> <p>参考2 「<u>教育・保育提供区域</u>」と「<u>認定区分</u>」(略)</p>

該当箇所	計画(答申案)のページ	修正前【計画(案)】	修正後【計画(答申案)】
第4部 資料編			
1 指標・目標値一覧 2701 経済団体等との連携による事業主への意識啓発	122	令和6年度目標値：300人 目標値設定の考え方：基準値と同程度を対象に実施する	令和6年度目標値： <u>400人</u> 目標値設定の考え方： <u>より多くの事業主や市民に啓発を行うため参加者数の増加を目指す</u>
2 計画策定の経緯等	124		(1) 児童福祉専門分科会委員名簿、(2) 計画策定の経緯の追加
3 用語解説	129		用語解説を追加
4 関係法令及び条例等	130		(1) 子ども・子育て支援法(抜粋)、(2) 次世代育成支援対策推進法(抜粋)、(3) 長野市社会福祉審議会条例、(4) 長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会要綱の追加